都市問題パンフレット

№ 18

東京市政調査會

東京市中央卸賣市場長
東京市産業部長 荒木孟

生鮮食品卸賣市場の統制

0CZ-27

生鮮食品卸賣市場の統制

荒木孟

一

大都市に於ける生鮮食料品の配給を圓滑にし、其價格の公正を計ることは、市民生活上極めて重要の問題である。魚類、蔬菜、果實、獸鳥肉、鳥卵等所謂生鮮食料品は、其腐敗性たることゝ、天然生産物たることにより、大都市に於ける大量の需要と供給とを圓滑に調節する爲には、特殊の卸賣市場を必要とするものである。即ち之等の食料品は腐敗し易く、從て其價値も新鮮の度合に關係すること大なるが故に、極めて迅速の取引を必要とする。供給と需要との間隔は、距離的にも時間的にも、出來るだけ短縮されねばならぬ。供給は直に需要を呼ばねばならぬ。冷藏冷凍の如き貯藏方法が如何に發達しても、自ら限度がある。又運輸の機關が如何に發達しても、輾々移送して有無を相通ぜしむることは依然として困難である。又之等の食料品は天然の生産物なるが故に、其品質形狀色彩が一定して居ない關係上、其取引はすべて現物に依るを常例とする。以上の特質によつて、生鮮食品の配給を圓滑にするには、一定の時、一定の場所に、全供給者が現物を持つて集合し、同時に其處に全需要者

が集つて、其場に於て直に取引を行ふに若くはない。之が所謂市場である。併し大都會に於ける大量の需給にありて、直接生産者と消費者とが集合して取引を爲すが如きは固より出來得べきことではない。矢張り生産者の荷を引受くる所謂問屋卸賣人と、之を買取つて消費者に販賣する小賣商人と、或は又此の問屋と小賣人との間に更に介在する仲買商人と云ふ樣な中間商業機關は必要である。故に此の生鮮食品の集中的市場も亦之等中間商業者の取引場所として先づ必要である。之が即卸賣市場である。而して此の卸賣市場は、前述の理由に依り、出來るだけ集中統一せらるゝことを必要とする。出來得べくんば一區域一市場として、全部の配給を一ヶ所に於て爲すことにより、最もよく需給を調節し、價格の公正を期することが出來るわけである。然るに在來の卸賣市場は、都市發達の沿革上又は業者の營業的競爭の結果、殆ど無統制に亂立分散し、此重要食品配給機關としての機能を阻害せるのみならず、營業者自身も亦過度なる競爭の弊に堪えず、疲弊困憊に陷つて居るの實狀である。中央卸賣市場は即ち此の在來の卸賣市場を統一し、其機能を合理化せんとするのが其目的である。

二

今大東京區域に於ける在來の卸賣市場の配置を見るに大要左の通りである。

鮮魚市場　東京市內、一個所(築地魚市場)。荏原郡內、一個所(大森魚市場)。南足立郡內、一個所(北魚市場)。
鹽干魚市場、東京市內、一個所(日本橋四日市市場)。
靑果市場、東京市內、十二ヶ所(神田、江東、京橋、芝、廣尾坂下、二本榎、松屋、藤本、駒込、大塚、三ノ輪、下谷)
荏原郡內　十九ヶ所(品川、大崎食品、大崎靑物、丸喜、大森、大井、丸新、蒲田、六郷、矢口、調布、池藤組、馬込、萬寅、荏原第一、荏原第二、荏原第三、太子堂、玉川)
豐多摩郡內　十四ヶ所(落合、澁谷、尾源、淺藤、澤田屋、早稻田、丸共、東洋、上町、大久保睦、杉並、荻窪、萬屋、丸八)
北豐島郡內　十一ヶ所(高田、武藏野、落合共同、巣鴨、關東農產、王子、東上、板橋、豐島、下宿、岩淵)
南足立郡內　二ヶ所(千住、西新井)
南葛飾郡內　五ヶ所(四ツ木、葛西農產、小松川、小島、葛西)

是等多數の卸賣市場の內、東京市內の市場は多くは古き沿革を有し、江戸開府以來三百年の歷史を有するものもあるが、郡部の各市場は、東京市の郊外發展に伴ひ、簇生したもので、多くは大正四年以降に新設されたものである。從て其位置に於て無統制に亂立偏在し、其設備に於て甚しく不完全であり、又其規模に於ても、敷地一萬坪を超ゆる大市場もあれば、五十坪に滿たざる小市場もあり、買出人も日々數萬又は數千に上る大市場もあれば、僅かに數十名に止まる閑散な市場もあり、卸賣營業者も一市場に千餘に上るものもあれば、一市場一人の單獨營業に止まるものもある。

獸肉、鳥肉、鳥卵にありては、現在の處個人店舗に於て、卸賣業務が行はれ、市場の形態を採れるものはない。鰻、鯉、鮒、鰌等の川魚類も亦同樣である。是等獸肉卸賣業者は、輸入問屋七人、屠場專屬問屋八十三人、鳥肉卸賣業者は市內三十八人、郡部十九人、鷄卵卸賣業者市內六十一人、郡部十四人、川魚卸賣業者市內四十人、郡部六人である。

三

012951

大東京市民の消費する生鮮食料品は、大部分上述の卸賣市場又は個人問屋を通じて配給せらるゝのであるが、其總消費量は一ケ年實に左の如く、約百萬噸に上り、價格約一億六千五百萬圓を算すと推せられる。

	千噸	万円		千噸	万円
鮮魚	二〇七	五、六九三	獸肉	一九	一、七二六
鹽干魚	四七	二、一〇二	鳥肉	六	五一四
蔬菜	五五〇	三、〇二五	鳥卵	二九	一、一五七
果實	一九七	二、三六四	計	一、〇五五	一六、五八一

鮮魚の入荷は、陸運、海運、生産地直送自動車等により、陸運は兩國橋驛の房總方面のもの、隅田川驛の青森、北陸、新潟、北海道方面のもの、汐留驛の長崎、下ノ關、東海道、敦賀方面のものを主なるものとし、海運は伊豆、三崎、房州方面のものを主とし自動車直送に依るものは僅に一萬噸を超えない。
鹽干魚の入荷は、陸運にありては隅田川、秋葉原、汐留、兩國橋の各驛よりし、海運にありては露國、米國、英領加奈陀の如き遠海のものもある。
獸肉の入荷は、隣接町村に在る屠場より來るものと鐵道及貨物自動車によるものとあり、前者は主として廣島、山口、三重、滋賀東京等の府縣より來る牛と、千葉、茨城、靜岡、愛知の各縣より來る豚を屠殺して供給するもので、後者は神戸を經て入荷する青島牛肉を主なるものとし、其他自動車に依るものは、近縣の豚肉、及橫濱經由の濠洲、加奈陀牛肉である。
鳥肉の入荷は、鐵道に依るものは、兩國橋龜戸、北千住、三河島、隅田川、秋葉原を主なる到著驛とし、其生産地は神奈川、千葉茨城、宮城、栃木、群馬、埼玉、福島等である。自動車に依るものは、千葉、東京、埼玉、神奈川等より入荷し、水路に依るものは、千葉、茨城、埼玉の一部で、江戸川、利根川の便を利用する。
鳥卵の入荷は、鐵道に依るものは汐留、兩國橋、北千住、龜戸、秋葉原驛よりし、其生産地は千葉、埼玉、茨城、長野、愛知、靜岡の諸縣を主とする。支那よりの輸入卵は近時著しく減少した。東京、埼玉、千葉、茨城等の近縣物は陸路、又は水路により入荷する。
蔬菜の入荷は、鐵道に依るものは汐留、秋葉原、兩國橋、飯田橋、外十九驛、其他私線の東武、武藏野、京王、玉川等の各驛を到着驛とし、其産地は靜岡、茨城、高知、宮崎、栃木、宮城、大阪、群馬、岩手、奈良、福島、青森、沖繩、臺灣、北海道等頗る廣汎なる地域に亙る。其内沖繩、臺灣其他遠隔地のものは海運に依るものもある。併し蔬菜の大部分、約八割は茨城、千葉、埼玉、神奈川、東京より入荷する所謂近在荷である。
果實の入荷は、鐵道に依るものは蔬菜と同樣にして、其産地は靜岡、廣島、愛媛、和歌山、大阪、長野、青森、長崎、福島、北海道、岡山、新潟、山梨、山口、岐阜の各縣と、遠くは臺灣、朝鮮、北米等より來る。近在荷として自動車其他により入荷するものは、東京、神奈川、千葉、埼玉等のもので、蔬菜と反對に約二割強を占むるに過ぎない。

四

東京市の中央卸賣市場の區域は、昭和五年主務大臣の指定に依り、東京市及隣接八十四ケ町村、即所謂大東京の區域(東京都市計畫區域)全部を包含することになつた。從て此地域内に存在する六十有餘の在來卸賣市場を統一し此地域に入荷する約百萬噸、一億六千五百萬圓の生鮮食品を集散する市場としての機能を備へねばならぬ。其中央卸賣市場法の命ずる所に依り、東京市が其開設者となり、統一的大市場を建設し、諸般の設備を完整し、其業務の方法を改善し、形態、內容兼ね備はれる新らしき卸賣市場を出現せしめねばならないのである。此事業は寔に大事業である。大都市の公營事業として重要の地位を占むべきのみならず、市民の日常生活に極めて密接の關係を有するものである。併し其の割合に未だ一般市民に於て大なる關心を有せず、否直接市政に携はる人々の間にすら、其重要性を充分に認識せられざるは寧ろ不思議のことゝ言はねばならぬ。

本市の中央卸賣市場建設計畫は、大正十二年中央卸賣市場法發布と共に直に着手せられ、一本場、二分場より

成る計畫を進められたが、偶ゝ大震災に遭遇し、在來の市場も盡く烏有に歸したる機會に、築地本場は帝都復興事業の一として計畫せられ、神田、江東の兩分場は區劃整理の進捗と共に別途計畫せられ、玆に東京市內に於ける在來市場の統制計畫は略ぼ達せられた。次で最近に至り更に市內及郡部に散在せる爾餘の六十二ヶ所の卸賣市場を收容統一する爲に、第二次分場計畫が樹立せられ、玆に大東京區域の全部に亘る中央卸賣市場計畫網が確立せられたわけである。

五

東京市中央卸賣市場計畫の概要は、本場一ヶ所と分場六ヶ所を設け、魚類の四ヶ市場を本場及二つの分場に收容し、獸鳥肉、鳥卵は本場及分場一ヶ所に收容し、六十四の青果卸賣市場は、それ〲之を本場及六ヶ所の分場に收容せんとするものであるが、其內市內に屬する市場の概要は左の通である。

(一) 市場施設

	築地本場	神田分場	江東分場
一、位置	京橋區築地五丁目	神田區山本町花田町佐久間河岸其の他	本所區橫網八の八其の他
二、面積	五九、一〇二坪	九、六三二坪餘	五、三六六坪餘
三、總建坪	一四、九一五坪	四、五四八坪	二、一五八坪
四、總延坪	一八、〇三七坪	六、八六八坪	二、八二九坪

五、規模

○築地本場

建物	構造	延坪
卸賣人賣場	鐵骨鐵筋混凝土造二階建一部三階	三、八六三坪
魚類		二、七三五
青果		一、〇四八
鳥卵		八〇
仲買人賣場	鐵骨並鐵筋混凝土造二階建一部平家建	八、七〇一
魚類		二、五四二
青果		九二五
鳥卵		九四
通路		五、一四〇
附屬商賣場	鐵骨造平家建	八九一
倉庫		九五四
事務所其他	(卸賣人賣場內に含まる)	一、九四七
買荷保管所	鐵骨造平家建	一、一四八
冷藏庫	鐵筋混凝土並鐵骨造三階建一部四階	一、六三〇
荷揚場上屋	鐵骨造平家建	三三〇

建物	構造	延坪
バナ、醱酵室並荷捌所	鐵筋混凝土並鐵骨造平家建地階附	七〇八坪
警官派出所其他	木造平家建	二五
牛馬繋留所	鐵骨造平家建	一〇一
便所	鐵筋混凝土造平家建	七〇
排水ポンプ室	同	一六
雜工事	廢棄物置場、地下倉庫、地下道、門、塀等	

設備

構内鋪裝	二〇、〇〇〇坪	鐵道引込側線	一二六鎖
棧橋（縱棧橋 九 横棧橋 一 浮棧橋 一）	一一個	浚渫並埋立	四二、四一五坪
護岸並岸壁	二八九間	荷揚場	一四〇間
給水、排水、電氣、衞生設備		雜工事	瓦斯工事、電話ケーブル、昇降機、換氣裝置、排水ポンプ等

○神田江東兩分場

建物	構造	延坪 神田	延坪 江東
卸賣人賣場	鐵筋混凝土並鐵骨造平家	九一六坪	五〇〇坪
仲買人賣場	鐵筋混凝土造	二、五八三	一、二六八
附屬商賣場	鐵筋混凝土造	三一七	七三
倉庫並計算所	同	一、二八〇	四四七
冷藏庫	鐵筋混凝土造並鐵骨造	三六五	九七
事務所其他	鐵筋混凝土造	四四一	一五九
買荷保管所	鐵骨造平家建	四六九	一二一
バナ、醱酵室	鐵筋混凝土造地階	二四〇	二四
牛馬繋留所	鐵骨造平家建	六二	八四
便所	鐵筋混凝土造平家	五五	一〇
守衞詰所	木造	七	八
ポンプ室	鐵筋混凝土造平家建		一
芋洗場	鐵骨造平家建	三九	三九
雜工事	門、塀其の他		

設備

	神田分場	江東分場		神田分場	江東分場
構內鋪裝	四八八九坪	三二〇七坪	鐵道引込線		二一鎖
棧橋	一個	一個	護岸	三二間	六二間
排水並給水設備	一式	一式	照明並電氣設備	一式	一式
雜工事	時報裝置、換氣裝置、瓦斯工事其の他				

（二）建設資金並豫算

一、建設資金

築地本場　一五、〇〇〇、〇〇〇圓

內譯　東京市復興事業公債　一一、二五〇、〇〇〇圓

　　　復興事業國庫補助金　三、七五〇、〇〇〇圓

神田、江東兩分場　六、四〇〇、〇〇〇圓

大藏省預金部低利資金　六、四〇〇、〇〇〇圓

二、建設費豫算

築地本場　一五、〇〇〇、〇〇〇圓

內譯　用地費　八、三八九、三五一圓

　　　建築費　三、六四八、七七五圓

　　　設備費　二、〇八八、七八七圓

　　　設計並監督費　八七三、〇八七圓

神田、江東兩分場　六、四〇〇、〇〇〇圓

		神田分場	江東分場
內譯	用地費	二、八九六、六九九圓	七八四、〇八八圓
	建築費	一、四七三、六六三圓	四七一、一三〇圓
	設備費	四五六、六六四圓	二五三、一九〇圓
	設計並監督費	四九、〇七〇圓	一五、四九六圓

（三）取扱品目並取扱見込高

一、築地本場

取扱品目	取扱見込數量	推定金額
鮮魚	二〇七、〇〇〇瓲	五七、〇〇〇、〇〇〇圓
鹽干魚	六六、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
肉	三、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
鳥	一、七〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
卵	一一、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
蔬菜	八八、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇
果實	五二、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇
計	四二八、七〇〇	一〇六、七〇〇、〇〇〇

二、神田、江東兩分場

取扱品目	神田分場		江東分場	
	取扱見込數量	推定金額	取扱見込數量	推定金額
蔬菜	九七、〇〇〇瓲	七、七〇〇、〇〇〇圓	一〇一、〇〇〇瓲	六、〇〇〇、〇〇〇圓
果實	九四、〇〇〇	一一、五〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
計	一九一、〇〇〇	一九、二〇〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇

右の內神田、江東兩分場は既に建築完成し、在來の關係業者を暫定的に收容して業務を營ましめ、築地本場の完成を俟つてその分場として開設すべく目下準備中である。築地本場は昭和三年三月工事を開始し、目下着々進捗し堂々たる雄姿を隅田川口に現出

するのも近き將來である。之には舊日本橋の魚河岸即ち現在の築地魚市場と、日本橋四日市鹽干市場、京橋青果市場、芝青物市場とを收容し、其他獸鳥肉、卵の卸賣部を設くる豫定である。

郡部に於ける分場四ヶ所は、茬原方面、豐多摩方面、北豐島方面、南足立方面の四つで、南葛飾方面は江東市場に收容することとし、適當の場所に江東市場の出張所を設くる豫定であつて、其概要は左の通である。此第二次分場の完成は大體昭和八年度末になるであらう。

(一) 分場の位置收容市場及取扱品目

分場設置方面別	所在地別、既設市場數	同上内譯（市場名）	取扱見込數量
茬原方面 二九（青果 二八、魚類 一）	市内 四 豐多摩郡 五 茬原郡 二〇	廣尾、坂下青物、二本榎、松屋青物、藤本青物、落合青物、澁谷青物、尾源青物、淺藤青物、澤田屋青物、品川青物、大崎食品、大崎青物、丸喜食品、大森青物、大井食品、丸新食品、蒲田青物、六鄉食品、矢口食品、調布青果物食品、池藤組青物、馬込食品、萬寅食品、茬原食品第一、茬原食品第二、茬原食品第三、太子堂・丸岩」、玉川食品、大森魚貝	青果 七六、〇〇〇噸 魚類 五、三〇〇噸
豐多摩方面 一三（青果 一三）	茬原郡 一 豐多摩郡 九 北豐島郡 三	松澤食品、早稻田青物、丸共食品、東洋青物、上町食品、大久保睦、「丸豐」杉並食品、荻窪青果物食品、萬屋食品、丸八食品、高田食品、武藏野青物、落合共同	青果 五二、〇〇〇噸
北豐島方面 一〇（青果 一〇）	市内 二 北豐島郡 八	駒込青果、大塚食品、巣鴨食品、關東農產食品、王子青物、東上青果、板橋青物、豐島食品、下宿青物、岩淵青物	青果 一〇一、〇〇〇噸
南葛飾南足立方面 六（青果 五、魚類 一）	市内 二 南葛飾郡 一 南足立郡 三	三ノ輪青果、下谷青物、四ッ木食品、千住青物、西新井青物、東京北魚	青果 二〇、〇〇〇噸 魚類 七、七〇〇噸 鳥 二、〇〇〇噸 卵 五、〇〇〇噸
合計 五八（青果 五六、魚類 二）	市内 八 茬原郡 二一 豐多摩郡 一四 北豐島郡 一一 南葛飾郡 一 南足立郡 三		青果 三四九、〇〇〇噸 魚類 一三、〇〇〇噸 鳥 二、〇〇〇噸 卵 五、〇〇〇噸

(二) 分場の規模

一 用地

茬原方面	五、〇〇〇坪
豐多摩方面	四、〇〇〇坪
北豐島方面	五、五〇〇坪
南足立、南葛飾方面	八、五〇〇坪
合計	二三、〇〇〇坪

二 建物

種別	構造	個數	内譯 茬原	豐多摩	北豐島	南足立、南葛飾
卸賣人賣場	鐵骨造平家建	二、三七三坪	五三五坪	三一八坪	六一八坪	九〇二坪
魚類	同	一九〇	七〇	—	—	一二〇
鳥卵	同	四七	—	—	—	四七

種別	構造	個數	内譯 荏原	豐多摩	北豐島	南足立、南葛飾
蔬菜果實	鐵骨造平家	二、一三六坪	四六五坪	三一八坪	六一八坪	七三五坪
仲買人賣場	同	五、四四六	一、二〇六	七四〇	一、四四〇	二、〇六〇
魚類	同	四七〇	一二〇	―	―	三五〇
蔬菜果實	同	四、九七六	一、〇八六	七四〇	一、四四〇	一、七一〇
附屬商賣場	木造平家建	二六五	七〇	五〇	五〇	九五
事務所其他	同二階建	四六〇	一〇〇	六五	一二五	一七〇
買荷保管所	鐵骨造平家建	七三〇	一五〇	一〇〇	一八〇	三〇〇
冷藏庫	鐵筋混凝土造二階建	三五〇	七五	五〇	五〇	一七五
倉庫	木造平家建	二〇〇	五〇	五〇	五〇	五〇
バナナ醱酵室	鐵筋混凝土造	一二〇	二〇	二〇	五〇	三〇
牛馬繋留所	木造平家建	四二〇	一〇〇	七〇	一〇〇	一五〇
芋洗場	同	六〇	一〇	一〇	一五	二五
生洲及置場	同	七〇	―	―	―	七〇
毛引場	同	二〇	―	―	―	二〇
仕分場	同	八〇	―	―	―	八〇
便所	同腰煉瓦付	九五	二〇	一五	二五	三五
計		一〇、六八九	二、三三六	一、四八八	二、七〇三	四、一六二

三 設備

構内鋪裝	八、一四〇坪	電氣瓦斯設備	一式
鐵道側線引込工事	三哩	衛生設備	同
給水設備	一式	雜工事	芋洗機一〇臺
排水設備	同		

(三) 建設費

建設費概算額	三、五〇〇、〇〇〇圓	設備費	四五〇、〇〇〇圓
用地費	一、五〇〇、〇〇〇圓	監督費	一三〇、〇〇〇圓
建築費	一、四〇〇、〇〇〇圓	豫備費	二〇、〇〇〇圓

財源は大藏省預金部低利資金に依る豫定なり

中央卸賣市場は、本來一區域一市場を以て理想とするが、東京市の如き大區域の都市に於ては、相當數の分場を設けて、出荷並に買出の便宜を計ることは止むを得ざるの必要事であり、一面又市場對生産者及買出人との取引關係に於て、獨占の弊と競爭の利とを調和する上に於ても亦寧ろ適當の措置であると思はれる。此意味に於て東京市に於ける一本場六分場の計畫は、大東京の食品市場統制上極めて適當の計畫たるを信ずる。

六

統一的中央卸賣市場の建設によりて、生鮮食品の集散を圓滑にし、市場設備の改善完備によりて、運賃其他諸掛を低減し、腐敗を防ぎ損傷を少くし、其他經濟上保健上種々の效果をもたらすべきは勿論であるが、更に同時

に市場業務の改善を行ひ、生産者と消費者との中間利得を適當に制限するに非ざれば、以て生鮮食品の價格の公正を期することは出來ない。在來市場の缺點は市場業者の組織が亂雜なることゝ、其業務行爲の不規律なることである。因より市場に對する行政取締規則としては食品市場取締規則があり、又業務の執行については業者間の組合又は團體に於て、舊慣に基く諸々の規約もあるが、無統制に增加せる問屋、仲買等の業者の過度の競爭の結果は、自己存立の必要上、生産者と買出人との中間に立つて、勢ひ不當若は不正の手段によりて、辛うじて業務を續ぐる者を生じ、善良有力なる業者と雖、亦之等と伍して營業する以上、生産者と買出人との中間に立つ純良の機關として終始することは頗る困難となるを免れない。そこに各種の弊害が生ずるのである。此間の事情は中央卸賣市場法制定の前後に、市場當業者自ら政府、議會又は東京市等に陳情せる建議又は決議等が最も雄辯に之を物語つて居る。例へば明治四十四年日本橋魚市場組合が東京市へ提出せる決議文を見れば左の如くである。

魚市場ニ關スル請願書

魚市場ハ明治二十一年勅令第六十二號ヲ以テ東京市區改正條令ヲ發令セラレ續テ同二十二年五月東京府告示第三十七號ヲ以テ魚市場ノ位置ヲ日本橋區箱崎町外三箇所ニ指定セラレ次ニ當時ノ府知事並ニ警視總監ノ連名ヲ以テ魚市場ニ對シ向十箇年間ニ移轉ヲ命セラレ爾來我魚市場ハ幾度カ改築ノ計畫ヲナシ再三移轉延期ヲ乞ヒ殆ント二十有三年ヲ經過スルモ實地改築スルノ運ヒニ至ラス其間或ハ具體的ノ案ナキニ非サルモ之ヲ實行セントスルニハ其市場ニ充ツル敷地並ニ其敷地ニ現存セル建物ヲ買收スルノ必要アリ然ルニ之レヲ買收スルニ土地收用法ヲ適用スル事ヲ得ス、土地收用法ヲ以テ强制買收スルモ尚困難ナルニ況ンヤ個人間ノ平等關係ヲ以テ幾多ノ土地及建造物ヲ買收スルハ實際ニ於テ不可能ナリ、加之魚市場移轉非移轉等ノ議論沸騰シ爲ニ組合員ノ一致ヲ缺キ以テ荏苒今日ニ至レリ、之ヲ要スルニ從來ノ經過ニ徵シ現在ノ狀態ニ鑑ミ以テ當業者ニ於テ獨力自ラ魚市場ヲ改築スルニ法律上並ニ事實上ニ於テ不可能ナルコトト思料仕候

而シテ當魚市場ニ於テハ舊慣ニ依リ魚類ノ委託販賣行ハレ問屋ハ之レヲ賣却シ運賃口錢其他市場諸掛ヲ控除シ荷主ニ送金スル者ニ有之候處我邦ニ於テハ未タ魚市場法ヲ制定セラレサルヲ以テ營業ノ統一ヲ律スルモノナク且其組織個人的ナルヲ以テ六百有餘ノ問屋ハ激烈ナル競爭ノ爲メ自他ノ利害ヲ顧ルニ遑アラス組合規約ニ背キ諸種ノ弊風ヲ生スルモ、之ヲ救濟スルコト能ハス、試ニ其一例ヲ擧クレハ問屋ハ苟クモ魚荷ヲ得ントスルカ爲ニ互ニ競爭ヲ爲シ荷主ニ對シ市場價格以上ノ高價ナル電報ヲ發シ以テ魚荷ヲ呼ヒ賣價以上ノ値段ヲ以テ仕切金ヲ荷主ニ送付スルカ如キ弊有之其結果苟クモ高價ニ賣ランコトヲ欲スルカ故ニ買手ヲ選マス猥リニ賣付クル傾向ヲ來シ隨テ小賣人等ノ不拂者ヲ生スルニ至リ、其間荷受ニ冗費ヲ要シ賣上ニ缺損ヲ生シ其結果需要者卽チ一般市民ニ對シテハ高價ナル魚類ヲ供給スルニ至ルカ如キハ現時當魚市場ノ一大通弊ニシテ其損害ハ當業者ノミニ止ラス一般需要者ニ及ホスモノ蓋シ尠少ニアラサルナリ、今ニシテ之カ救濟ヲナササレハ將來當業者ノ破産スルモノ續々輩出スルノ悲境ニ陷ルヲ以テ此際組合員合同シテ法人ヲ組織シ該法人ニ於テ荷受ヲ爲シ一定ノ薄口錢ヲ以テ現在ノ組合員ヲシテ販賣セシメハ薄利ニシテ確實ナル營業ヲ持續スルコトヲ得、從テ廉價ヲ以テ魚類ヲ一般市民ニ供給スルヲ得ヘク敍上ノ弊害ヲ一掃スルニ庶幾ラント思料仕候

就テハ東京市ノ經營ヲ以テ適當ノ地ヲ選ヒ魚市場ヲ建設セラレ之ヲ當業者ノ組織シタル法人ニ御貸與相成度ク組合總會ノ決議書添付此段相願候也

決議錄

一、明治四十四年十二月二十一日午後四時當組合事務所ニ於テ臨時總會開會決議事項左ノ如シ

（一）魚市場建設市營ニ關スル件

（二）魚市場建設市營ノ許可受ケタルトキハ當組合ヲ法人ト爲スノ件

（三）市營出願ニ付希望事項ノ件

希望事項

一、魚市場ノ位置ハ市內交通並ニ水陸運輸ノ便ヲ有スル場所ヲ選定セラレ度事

二、魚市場ハ市內壹個所ニ限リ他ニ魚市場類似ノ營業ハ一切許可セサルコト

三、現當業者ヲ以テ法人組合若クハ株式會社組織ニセシメ以テ其團體ノ基礎ヲ鞏固ニセシメラレタキコト

四、魚市場ハ現當業者ノ數ニ徵シ相當賣場所竝ニ附屬ノ敷地ヲ供給シ得ラル、範圍ニ於テ總テ東京市ノ負擔ヲ以テ建造設備セラレ之ヲ當業者ニ賃料ヲ以テ貸與セラレ度事

但シ賃料ハ可成低廉ナル利率ニ依リ定メラレ度事

五、魚市場建設ニ付テハ特ニ當業者ノ利便ニ重キヲ置キ其ノ建設費ノ如キハ現當業者ノ富ノ程度ヲ參酌シテ將來當業者ニ於テ負擔シ得ラル、限度ヲ以テ建設セラレタキ事

六、當業者ニ於テ魚市場建設費ヲ調達シタルトキ又ハ東京市ニ於テ魚市場ヲ拂下ケラル、場合ハ當業者ニ拂下ケラル、コト

七、市場建設後東京市ハ現場ニ著シキ變動ヲ生セサル限リ貸付料ヲ增額セサル事

八、魚市場ヲ現在地又ハ移轉經營スル場合ハ現組合ノ認定スル賣場所竝ニ觸ヲ相當ノ價格ヲ以テ買收セラレ度事

九、魚市場ノ位置ヲ他ニ指定セラレタル場合ハ組合員ニ限リ相當ノ移轉料ヲ申受度事

又大正十一年六大都市青果市場聯合會が議會方面に提出せる陳情書は左の通である。

陳情書

第一、本案ノ內容ハ大體ニ於テ下名等當業者年來希望セシ所ニ合致シ候

一、近來一般食料品ノ需要激增ニ伴ヒ其配給ニ種々ナル弊害ヲ生シ爲メニ不當ニ價格ヲ騰貴セシムルノミナラス需要供給ノ圓滑ヲ阻害スルモノ尠カラス候依テ速ニ公開的方法ニ依リ合理的價格ヲ定ムルト共ニ需要供給ノ途ヲ圓滑ナラシムルノ急務ナルコトハ却テ當業者ノ間ヨリ叫ハレ居ル所ニ御座候

二、然ルニ現在各市場ノ規模設備ヲ以テシテハ到底新鮮ナル食料品ヲ迅速、且低廉ニ供給スルコト能ハス候蓋

イ、運輸機關竝ニ之ニ關スル諸設備ヲ缺ク爲メ徒ニ配給ニ日時ヲ要シ品質ヲ害シ毀損夥シク然カモ運賃ハ頗フル多額ニ上ル狀況ニ御座候

ロ、加フルニ保存若クハ貯藏ノ設備ヲ缺ク爲メ徒ニ投機的價格ヲ作リ且不良ヲ生セシムルノ結果新鮮ナル優良品ノ價格ヲ甚タシク騰貴セシムルコト、相成候

ハ、殊ニ標準相場ヲ作リ得ヘキ設備ヲ缺ク爲メ諸種ノ弊害簇生シ當業者トシテモ不本意ニ堪ヘサル所ニ候

第二、之カ爲ニ現ニ大阪市ノ如キハ數年前ヨリ率先シテ中央市場設置ノ急務ヲ唱ヘ市當局ト當業者ト協議ノ上政府ノ低利資金ヲ仰キ着々之カ實行ノ歩ヲ進メント計畫中ナリシコトハ御承知ノ如クニ御座候

第三、中央市場新設ノ爲メ一市場ニ數百萬圓ノ資本ヲ投スルトモ爲ニ特ニ食料品ノ價格騰貴セシムルカ如キ虞ハ毫モ無之コトヲ確信致居候蓋シ第一ノ二ニ於テ申述ヘ候如ク現在ノ不完全ナル規模設備カ一般食料品ノ品質ト價格トニ及ホス影響ハ頗ル甚大ナルモノニ有之之カ改善ニ依テ得ヘキ利益ハ到底中央市場ノ新設費ト比較スヘキ程度ノモノニ無之候然カモ從來之等市場ノ不完備ヨリ生スル各種ノ弊害ニ就テハ一ツニ營業人ノ暴利トシテ下名等當業者ニ汚名ヲ被セラレ居ル次第ニ有之不本意洵ニ堪フルヘカラサル所ニ御座候

第四、政府案ハ徒ニ歐米ノ施設ヲ輸入シテ我國ノ市場制度ニ根本的變革ヲ與フルモノトハ信シ申サス候御承知ノ如ク下名等ノ市場ハ多ク德川幕府ノ初期ニ創設セラレタルモノニ有之其ノ當時ノ奉行所ハ一定ノ營業區域ヲ定メ運輸ノ便ヲ整ヘ且問屋及仲買人ノ員數ノ如モ各都市ノ人口ニ應シ一定比率ヲ以テ許可セラレタルモノニ御座候然ルニ維新後各方面ノ急激ナル變革ハ語々當業者ノ營業ノ上ニモ種々ナル影響ヲ與ヘ遂ニ同業者相爭フノ結果ハ或ハ不正ナル手段ヲ以テ出荷主ヲ勸誘シ或ハ需要ヲ度外視シタル出荷ヲ敢テセシムル等幾多ノ弊害ヲ生シ遂ニ中央市場設置ノ急務ヲ感セシムルニ至リシモノニ有之本案ノ成立ハ畢竟古ニ歸ルモノト存候

第五、然レ共政府ノ爲サントセラルル所カ或ハ一部當業者ヲ利スルニ終リ爲ニ小資本小經營者ニ多大ノ壓迫ヲ蒙ラシメ時ニハ失業者ヲモ出スカ如キコトアリテハ一大事ニ有之候間本案成立ノ爲ニハ特ニ左記諸點ニ付充分遺憾ナキヲ期シ被下度願上候

一、本案中央市場ノ營業人中ニ問屋ノ外仲買人ヲ認メ之ニ關スル事項ヲ施行細則又ハ業務規程中ニ規定セラルル樣願上候

二、從來ノ營業人ハ本案中央市場ノ營業人タラシメラルルコトヲ明ニセラルル樣願上候

三、若シ從來ノ營業人ニシテ本案中央市場ノ營業人タル資格條件ヲ缺ク者アル場合ニ於テハ法人其他一定ノ團體ヲ組織スルコトニ依リ中央市場ノ營業人タルコトヲ認メラルル樣願上候

若シ從來ノ市場營業者團體（或ハ產業組合アリ其他ノ法人又ハ團體アリ）ヲ以テ本案中央市場ノ營業人タラシムルコトヲ認メ

ラルルニ於テハ營業上ノ壓迫ヲ蒙ルカ如キ者ヲ生スル虞無之且簡單ニ既設市場ノ閉鎖ヲ命シ補償金等モ必要ナカラシムルノ利便可有之ト存候

四、本案第六條ノ規程ニ依リ補償金ヲ受ケタル者ハ中央市場營業人タルコトヲ得サラシメ以テ不當ノ利得ヲ得ル者ナカラシムル樣願上候但右補償金ヲ辭退スル場合ニ於テハ中央市場營業人タルコトヲ得セシメラレ度候

五、本案中央市場ノ營業人ヲ選定セラルル場合ニ於テハ成ルヘク既設營業者團體ノ意見ヲ尊重セラルル樣願上候

六、本案中央市場ノ業務規程ヲ作成セシメラルル場合ニ於テハ同樣既設業者團體ノ意見ヲ尊重セシメラルル樣願上候

右大要願意中述度切ニ御盡力ノ程奉懇願候　敬具

之を以て見るに、中央卸賣市場法は重要食料品の配給機關としての社會的機能から生れたものであること勿論であるが、一面又市場當業者自身の營業安定を要望する聲に促されて制定の機運を早めたものであることも否むことは出來ないのである。

中央卸賣市場の組織及業務の規律については、開設者たる市の定むる所の業務規程に於て、其大綱を規定せられる。本市の業務規程は目下調査委員會に於て愼重審議中であるが、其要點は

一、卸賣人の數を適當に制限すること、

之によりて不當競爭を防止し、業務の適正を期する。卸賣人たるべき者としては從來の市場に於ける卸賣業者に優先權を認める。其結果現在多數の卸賣業者を如何にして公平に收容するかの方法につき、極めて困難なる問題を生ずる。或は全體を一丸として單一の會社を組織すべきか、或は適宜の合同によりて複數の會社を組織すべきか、所謂單複の問題として、當業者の間には殆ど死活の問題の如くに論爭せられて居る。單複何れが是なるかは一概に論は出來ない。併し乍ら既に現在の多數の卸賣業者を平等に優先的に收容せんとする以上、其收容方法は自ら實行の可能性と云ふことに重きを置いて考へざるを得ない。京都、大阪、横濱等既設の中央市場が何れも卸賣人單一制に歸着せるを見れば、自然の歸趨が何れにあるべきかは、凡そ想像に難くない。卸賣人の單一制に對し、事業獨占の弊を痛論し、複數制に對し自由競爭の長所を强調するは、必ずしも當らない。之は中央卸賣市場の卸賣人が如何なる性質のものに規定せられあるか、其業務には如何なる制限が加へられてあるかを認識した上に論ぜねばならぬ。此點より見て單一卸賣人必ずしも弊害ありとすべきではない。同時に複數の卸賣人をして强ひて競爭をなさしむべき特別の必要もない。此の單複の長短の差は、何れにしても當業者結成上の止むを得ざる實情を超越して業者に强ゆるに足るだけの重點を持つものではない。

二、卸賣人の業務行爲の範圍を限定すること、

三、卸賣人の收受する手數料の率を定むること、

四、卸賣の方法を定むること、

在來市場の弊害の因たる秘密的方法に依る相對賣買を廢し、糶賣の方法に依る公開賣買を原則とする。糶賣の方法についても亦利弊の論は免れぬ。又實際糶賣必ずしも常に妥當の價格を作るとは言へない。併し乍ら從來の袖下、耳やり、等と稱する秘密取引と異なり公開の競爭による價格たる點に於て、何人も其公明を否定することは出來ない。

五、卸賣代金の支拂方法及期日等を定むること、

仕切金の不拂又は延滯は、在來市場の最大の弊害にして、生産者の最も苦痛とせし所である。

六、仲買人の數を制限すること、

大量取引を行ふ大市場に於て、仲買者即ち大量の卸賣品を自己の計算に於て買取り、之を小賣商人に分賣する業者は殆ど絕對に必要を生じて來る。

七、仲買人の業務の範圍を限定すること、

八、買出人及市場附屬營業者等に關し必要の事項を定むること、

九、開設者の收受する市場使用料其他の料金を定むること、

十、市場使用に關し必要なる事項を定むること、

等である。

七

最後に中央卸賣市場は、市の公營企業として收支相償ふべき事業なるや否や。近來各都市の中央市場に於ても又我東京市の既設卸賣市場に於ても、當業者に於ては頻りに使用料負擔の過重を訴へ、開設者たる市に於ては事業費起債額の元利償還に困難を感ずることを訴へて居る。之によつて見れば市場事業は如何にも公企業としての存立要件を缺くが如くにも見える。併し乍ら之は共に立論の基礎を誤つて居る。他都市は暫く措き東京市の市設卸賣市場について見るに、神田、江東兩市場の現在の使用料は勿論、今後の中央市場本場及分場の豫定使用料も、共市場の土地建物の建設費に比較し、若は共利用價値に比較し、決して高きに過ぐるとは言ひ得ない。例へば神田市場の卸賣場使用料について見るも、今日極度の不景氣に際しても尙ほ取扱總高は一ヶ年一千五百萬圓を降らない。共取扱手數料八分としても百二十萬圓である。之に對し卸賣人使用料の總額は年額的十萬七千圓であつて收益の僅かに九分を占むるに過ぎない。他も亦推して知るべきで大差はない。二重生活の負擔を加へて考慮するも尙使用料負擔の過重を言ふべき理由はない樣である。況や從前より他人所有の家屋又は店舗を借りて營業せるものゝ如きは、負擔は寧ろ輕減せられて居ると見て誤はなからう。尤も多數の當業者の中には、營業全く不振にして、此の低廉なる使用料をすら、事實負擔に苦しむ者はないとは言へない。併し之は自ら別問題である。一方開設者たる市の財政上より言ふときは、現在程度の使用料を以てしては、神田市場の建設費起債を豫定の通に償還することは到底出來ない。年々殆ど十萬圓位の不足を告げて居る。所謂赤字狀態である。併し之は起債全額を二

十年間に償還せんとするが爲の赤字である。三十年の償還とすれば、現在の通りにても殆ど赤字はなくなる。約一萬坪の土地と、六千八百餘坪の半永久的の鐵筋混凝土造の建物との代金を二十年間に償還すると云ふことが、寧ろ不當の計算である。之は決して眞の赤字ではない。殊に神田市場は財政上最も不利益のものである。築地本場及其他の郡部分場は、之に比し財政上遙かに有利確實である。公企業の投資額に對する觀點を正しくする限り、卸賣市場建設事業は、都市の公營事業として財政上充分の採算の立ち得べきものである。

東京市政調査會
7. 12. 24
受贈

東京市政調査會
'35. 10. 25
受贈

東京市政調査會調査書目 1

書名		定價	送料
市政一般			
ビーアド博士・東京復興に關する意見	市政調査資料 第五號	円.30	円.02
ビーアド博士・東京市政論		2.50	.12
ビーアド博士講演集		1.00	.08
帝都の復興と教育者の希望	第一回市民賞論文集	非賣	.04
我等の東京	第二回市民賞論文集	1.00	.08
市民賞論文集 大正十五年	第三回市民賞論文集	1.50	.08
婦人の觀た東京市政	第四回市民賞論文集	1.20	.08
東京市社會事業批判	第五回市民賞論文集	1.50	.14
小市民は東京市に何を希望してゐるか	第二回論文の調査	1.50	.08
帝都の制度に關する調査資料	市政調査資料特別號	5.00	.22
東京都制に關する諸案	市政調査資料 第十五號	.60	.06
東京市町內會に關する調査		2.20	.10
英國自治制度の特質	市政調査資料 第十四號	.40	.04
英國自治制度の歷史的考察	市政調査資料 第十九號	1.50	.06
英國現行の市制と市政	市政調査資料 第二十號	絕版	
市政に於ける委員會制及支配人制	市政調査資料 第十六號	1.00	.06
米國に於ける市政調査	市政調査資料 第十三號	.30	.04
普選に依る最初の市會議員選擧		.80	.06
第二回全國都市問題會議研究報告		3.00	—
同上議事要錄		3.00	—
第三回全國都市問題會議總會文獻	全七册	實費頒布	要紹介
日本都市年鑑	昭和六年度	5.00	.22
日本都市年鑑	昭和七年度	近刊	

都市問題パンフレット

東京市政調査會發行 (No.1—4は絕版)(送料各册二

No.	著者		頁	定價
No 5	法學博士 關一 〔再版〕	市營事業の本質	P.38	10 Sen
No 6	醫學博士 藤原九十郎 〔再版〕	都市の塵芥處分問題	P.37	20 Sen
No 7	法學博士 關一 〔再版〕	下水道事業の經濟	P.26	10 Sen
No 9	醫學博士 藤原九十郎	都市の屎尿處分問題	P.72	20 Sen
No 12	池田宏 次田大三郎 〔再版〕	大都市制度論	P.51	20 Sen
No 13	池田宏	公益企業の概念と其諸問題	P.34	10 Sen
No 15	池田宏 〔再版〕	大都市問題と市町村の統合	P.20	10 Sen
No 16	醫學博士 藤原九十郎	都市塵芥の處理方策 (歐米都市に於ける塵芥處理の概況とその批判)	P.57	20 Sen
No 17	醫學博士 藤原九十郎	都市の空中淨化問題	P.65	20 Sen

書名		定價	送料
ビーアド博士・東京市政に關する意見概要		非賣	円 .02
市會に關する制度改善諸案		〃	.02
市會特別委員會ノ議事公開ニ關スル建議		〃	.02
帝都ノ制度ニ關スル意見		〃	.02
市豫算決算ノ積極的公表ニ關スル建議		〃	.02

都市計畫

書名		定價	送料
現代都市計畫	市政調査資料 第三號	.30	.02
イギリスの都市計畫法	市政調査資料 第六號	.30	.04
復興局編・帝都復興事業概觀		絶版	
本邦都市計畫事業と其財政		4.50	.22
帝都復興祕錄		2.00	.10
岸博士・東京の工學的地質研究		非賣	.02
帝都土地區劃整理に就て	第一輯・第二輯	〃	各 .02
ドイツ都市に於ける土地區劃整理		.60	.06
ドイツに於ける土地區劃整理の實例		.40	.02
地域制	市政調査資料 第七號	.60	.04
地帶收用	市政調査資料 第九號	.60	.04
米國クリーヴランド市土地評價法	市政調査資料 第四號	.40	.04
イギリスの田園都市	市政調査資料 第十號	.60	.06
街路照明 增訂版		3.00	.16
街路樹	都市講話 第一冊	.40	.04
英國の住宅政策	市政調査資料 第十二號	.60	.06
大建築物煖房資料		5.00	.16
街路照明ニ關スル建議		非賣	.02

書名		定價	送料

公益事業

書名		定價	送料
東京市中央卸賣市場位置選定に關する意見		円 非賣	円 .02
電力大都市集中と超電力聯系並周波數統一に就て		〃	.02
大東京瓦斯供給ニ關スル意見		絶版	
我國水力電氣の利用限度に就て		〃	
電氣事業報償契約	市政調査資料 第十七號	.60	.04
瓦斯事業報償契約	市政調査資料 第十八號	.50	.04
農村協同組合と大都市中央卸賣市場		絶版	
公益企業法規類集		7.00	.22
同上・改訂增補輯		.70	—
公益企業法案		1.50	.10
公益企業ニ關スル調査經過報告		非賣	餘部なし
公益企業法案附附屬命令案		〃	〃
公益企業法案理由書		〃	〃
現行主要公益企業法規要項比較		.30	.04
本邦水道事業ニ關スル調査		2.00	.14
本邦瓦斯事業ニ關スル調査		1.50	.14
本邦電氣供給事業ニ關スル調査		3.50	.22
本邦自動車運輸自動車道事業ニ關スル調査		3.00	.22
本邦地方鐵道事業ニ關スル調査		1.20	.14
公益企業ニ關スル諸家ノ意見		1.50	.14
本邦軌道事業ニ關スル調査		3.50	.22

教育

書名		定價	送料
自治及修身教育批判		1.30	.10

書名		定價	送料
都市教育の研究		円 5.50	円 .22
米國の都市教育組織	市政調査資料 第八號	.80	.06
公民教育研究 上卷		2.80	.16
東京市の實業補習教育		2.00	.12
都市教育改善ニ關スル意見	文部大臣ニ提出ノ分	非賣	.02
都市教育改善ニ關スル意見	六大市長ニ提出ノ分	〃	.02
實業補習教育改善ニ關スル意見		〃	.02

衛生

書名		定價	送料
都市の保健行政組織		.30	.02
イギリスの保健行政組織		.40	.04
都市の結核問題	市政調査資料 第十一號	.30	.02
都市に於ける姙産婦保護事業		2.20	.12

財政及經濟

書名		定價	送料
都市金融の概況	都市庶民金融に關する調査 第一册	1.00	.06
市設貯蓄銀行	都市庶民金融に關する調査 第二册	絕版	
市街地信用組合	都市庶民金融に關する調査 第三册	〃	
公設質舖	都市庶民金融に關する調査 第四册	〃	
土地增價稅と土地未改良價格稅の研究		〃	
都市財政に於ける特別賦課問題	市政調査資料 第一號	.40	.04
小額信用制度の研究	市政調査資料 第二號	.30	0.2
ウィーン市財政事情		.50	.04
東京市財政統計諸表		1.50	.12
東京市豫算案管見	昭和二年度	.50	.04
東京市の區財政に關する調査		3.50	.18

書名		定價	送料
受益者負擔制總覽	市政調査資料第二十一號	円 1.00	円 .08
都市庶民金融改善ニ關スル意見		非賣	.02
公益質舖ニ關スル參考法律案		〃	.02

「都市問題」合本

書名		定價	送料
第一卷（自大正十四年五月號至十二月號）		4.00	.22
第二卷（自大正十五年一月號至六月號）		3.00	.22
第三卷（自大正十五年七月號至十二月號）		3.00	.22
第四卷（自昭和二年一月號至六月號）		3.00	.22
第五卷（自昭和二年七月號至十二月號）		3.00	.22
第六卷（自昭和三年一月號至六月號）		絕版	
第七卷（自昭和三年七月號至十二月號）		3.00	.22
第八卷（自昭和四年一月號至六月號）		3.00	.22
第九卷（自昭和四年七月號至十二月號）		絕版	
第十卷（自昭和五年一月號至七月號）		〃	
第十一卷（自昭和五年七月號至十二月號）		3.00	.22
第十二卷（自昭和六年一月號至六月號）		3.00	.22
第十三卷（自昭和六年七月號至十二月號）		3.00	.22
第十四卷（自昭和七年一月號至六月號）		5.00	.30
邦文雜誌記事索引		2.00	.12

都市問題パンフレツト

書名		定價	送料
都市財政の根本的改善	第一號	絕版	
昭和三年度東京市豫算案を評す	第二號	〃	
大阪市の學區廢止と其れに伴ふ施設計畫に就て	第三號	.20	.02
名古屋市の町名番地	第四號	絕版	
市營事業の本質	第五號	.10	.02

東京市政調査會調査書目 6

書名		定價	送料
都市の塵芥處分問題	第六號	円 .20	円 .02
下水道事業の經濟	第七號	.10	.02
市會に關する制度改善諸案	第八號	.20	.02
都市の屎尿處分問題	第九號	.20	.02
都市行政の大恩人としての故後藤伯を憶ふ	第十號	.10	.02
瓦斯事業市營買收論	第十一號	.10	.02
大都市制度論	第十二號	.20	.02
公益企業の概念と其諸問題	第十三號	.10	.02
自治制度發布記念日設定論	第十四號	絶版	
大都市問題と市町村の統合	第十五號	.10	.02
都市塵芥の處理方策	第十六號	.20	.02
都市の空中淨化問題	第　七號	.20	.02

月刊雜誌

都市問題	毎月一日發行	.50	.015

備考 1. 高價のものは成可く書留に致したく、普通料金の外更に下記の料金を申し受く。

普通料金	11—14 錢	15—22 錢	23—30 錢	31—38 錢	39—46 錢	47—54 錢
書留料金	7 錢	11 錢	15 錢	19 錢	23 錢	27 錢

2. 非賣品は餘部ある限り送料御封入申込者に頒布す。
3. 東京市内は1個につき1貫600匁まで普通6錢、書留12錢。

昭和七年十月二十二日印刷
昭和七年十月二十五日發行

「生鮮食品卸賣市場の統制」
定價十錢

編輯兼發行者　財團法人 東京市政調査會

印刷者　東京市京橋區築地四丁目四番地　鈴木茂

發行所　財團法人 東京市政調査會
東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

中屋三間印刷株式會社印刷

OCZ
27